

7月14日からの大雨により被災された方へ

社会福祉協議会による生活福祉資金のご案内

秋田県社会福祉協議会では、今回の大雨により被災された世帯に対して生活費等の資金貸付を行っています。貸付を希望される方はお住まいの市町村社会福祉協議会に御相談ください。

緊急小口資金

○貸付対象 被災によって当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯等）

○貸付限度額 10万円以内（無利子）

○貸付方法（条件）

・据置期間 貸付した日の翌月から2月以内

・償還期限 据置期間経過後1年以内 ※無利子、ただし償還期限後は延滞利子3.0%

○申込み方法・手続き

(1) 居住している市町村社会福祉協議会へお申込みください。

(2) 申請に当たっては窓口にて「借入申込書」「借用书」及び「口座振替依頼書」に記入していただきます。また、次の必要書類等を提出していただきます。

※窓口へ来所される際は、可能な範囲で事前に必要書類等を御準備ください。

(3) 市町村社会福祉協議会で申請を受理し、秋田県社会福祉協議会で審査の上貸付の可否を決定します。

(4) 貸付が決定になった場合、貸付金は指定の口座に振込いたします。

【申請に必要な書類等】

- 本人確認ができる顔写真付き証明書（運転免許証、住基カード、パスポート、社員証等）
- 住民票の写し（市町村発行の3か月以内のもの、世帯全員分）
- 印鑑登録証明書（市町村発行の3か月以内のもの）実印
- 健康保険証の写し
- 被災証明書又は罹災証明書
- 収入を証明するもの
- 資金の振込先口座を確認できるもの（預金通帳）

災害援護資金

○住宅の復旧や家財道具等を購入する経費は、災害救助法の適用を受けた市町村の行う「災害援護資金」の対象になります。

○被害の程度が市町村の行う「災害援護資金」の対象にならない小規模の場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金（災害援護資金（限度額150万円・無利子（連帯保証人のない場合は年1.5%））の対象となります。詳細は、お住まいの市町村社会福祉協議会まで御相談ください。